令和４年度補正予算

国土交通省

中小企業イノベーション創出推進事業

（ＳＢＩＲフェーズ３）

災害に屈しない国土づくり、広域的・戦略的な

インフラマネジメントに向けた技術の

開発・実証分野

交付規程の別表・様式集

令和５年１１月

国土交通省

一般社団法人 低炭素投資促進機構

（別表及び様式の整理表）

|  |  |
| --- | --- |
| 別表及び様式 | ページ数 |
| 別表1（補助事業） | p.1～24 |
| 別表2（補助対象経費） | p.25～27 |
| 別表3（補助率・限度額） | p.28 |
| 様式第1（国土交通省中小企業イノベーション創出推進事業交付申請書） | p.29 |
| 様式1-1（申請企業等概要） | p.30～33 |
| 様式1-2（プロジェクト計画書） | p.34～38 |
| 様式1-3（複数年参考計画書） | p.39～40 |
| 様式1-4（収支明細書） | p.41～42 |
| 様式1-5（申請企業説明書） | p.43～45 |
| 様式1-6（仮設施設の概要） | p.46 |
| 様式1-7（経費明細書）※Microsoft　Excelファイルに記入 | － |
| 様式1-8（暴力団排除に関する誓約書） | p.47 |
| 別紙（連携協定書（案）） | p.48～49 |
| 様式第2（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金辞退届） | p.50 |
| 様式第3（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付決定通知書） | p.51～52 |
| 様式第4（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付申請取下げ届出書） | p.53 |
| 様式第5（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金計画変更（等）承認申請書） | p.54 |
| 様式第6（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金事故報告書） | p.55 |
| 様式第7（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金状況報告書） | p.56 |
| 様式第8（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金実績報告書） | p.57～58 |
| 様式第9（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金承継承認申請書） | p.59 |
| 様式第10（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金精算（概算）払請求書） | p.60 |
| 様式第11（消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書） | p.61 |
| 様式第12（取得財産等管理台帳） | p.62 |
| 様式第13（取得財産等管理明細表） | p.63 |
| 様式第14（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金財産処分承認申請書） | p.64 |
| 様式第15（中小企業イノベーション創出推進事業費補助金事業継続状況等報告書） | p.65 |

別表１（補助事業）

本補助金の対象となる事業（補助対象事業）は、国土交通省が提示する研究開発課題（以下「テーマ」という。）を解決するために必要な革新的な新技術を有する代表スタートアップ又は当該新技術を有する代表スタートアップの技術を活用したコンソーシアムによる大規模技術実証事業です。本公募のテーマは以下の５つとします。

◆テーマ①（建設施工・災害情報収集における高度化（省力化・自動化・脱炭素化）の技術開発・実証）

◆テーマ②（デジタルツインを活用した公共構造物（道路・河川）の維持管理手法の技術開発・実証）

◆テーマ③（都市デジタルツインの技術開発・実証）

◆テーマ④（次世代機器を活用した河川管理の監視・観測の高度化に資する技術開発）

◆テーマ⑤（次世代機器を活用した道路管理の監視・観測の高度化に資する技術開発）

各テーマの詳細は別紙１～５を参照。なお、**スタートアップ等が有する革新的な新技術の技術成熟度（TRL[[1]](#footnote-1)）を原則としてレベル5以上から、社会実装が可能となるレベル7まで引き上げる計画であること**が申請において必要となります。

**（１）補助要件**

補助対象事業の補助要件は、以下の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| 要件 | 内容 |
| テーマ要件 | * 実施計画が別紙１～５に示すいずれかのテーマに対応した計画となっていること（国土交通省が想定する【1】技術分野、【2】公募テーマ、【3】公募テーマ内容、【4】想定するアウトプット、【5】当該開発・実証成果により実現を目指す経済社会へのインパクト（アウトカム）を満たす内容となっていること。）
* 別紙の内容を踏まえつつ、原則としてTRLレベルが上がる段階等、一定の技術の確立がされた段階でステージゲート審査を設定していること、併せて、そのステージゲート審査までに解決している技術的な課題や達成している技術レベルについての記載をすること。
 |
| 体制要件 | * 補助事業の実施体制が、以下の3つのいずれかに該当すること。詳細は「（２）事業実施体制（共同申請について）」に記載している。
	1. 原則設立15年以内の革新的な研究開発を行うスタートアップ等（以下、代表スタートアップ）による単独の申請。
	2. 代表スタートアップを中心としたコンソーシアムの申請。
	3. 代表スタートアップを中心としたコンソーシアム、かつ、その他のスタートアップ、中小企業、みなし大企業による共同提案の申請。
 |
| その他 | * 交付決定後に国土交通省が設置する委員会等において実施計画の承認を得た上で、その計画に沿った技術実証をすること。委員会等で指定等があった場合は、実施計画に反映すること。
* 補助事業の目標や内容、実施体制、経費流用等の計画変更が必要な場合は、委員会等からの承認を受けること。
* 国土交通省及び基金設置法人が設置する各委員会（統括運営委員会、フォローアップ委員会）における議論に積極的に貢献すること。
* 国土交通省及び基金設置法人が設置する委員会等（統括運営委員会、フォローアップ委員会、ステージゲート審査会）において指摘された内容を実施計画に反映し、実行すること。
 |

**（２）事業実施体制（共同申請について）**

補助対象とする申請パターンは、以下の3つのいずれかに該当するものとします。実証期間中の実施体制の変更については、フォローアップ委員会の承認を必要とします。

なお、本事業を実施するにあたっては、一般社団法人 低炭素投資促進機構（以下、「GIO」という）が基金管理を行い、国立研究開発法人土木研究所が運営支援業務を行います。

1. 原則設立15年以内の革新的な研究開発を行うスタートアップ等（以下、代表スタートアップ）※1による単独の申請。
2. 代表スタートアップを中心としたコンソーシアム※2の申請。
3. 代表スタートアップを中心としたコンソーシアム※2、かつ、その他のスタートアップ※1、中小企業、みなし大企業による共同提案の申請。



※1. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２条第１４項に規定する中小企業者をいい、J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップを含みます。また、採択審査委員会の判断により、技術の態様に応じて設立15年以上の企業が認められる場合があります。

※2.当事業におけるコンソーシアムの構成員は、共同提案者（代表スタートアップ以外のその他のスタートアップ、中小企業、みなし大企業）又はスタートアップの補助事業総額から10％以上の委託を受け、スタートアップの成長に向けスタートアップに裨益を与える連携協定を締結するもの（事業会社・学術機関※3等。事業会社の場合、企業規模は問わない）を指します。**（詳細は（４）補助事業者の要件の「連携要件」をご確認ください。）**

※3.「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関をはじめ、研究者個人や一般社団法人、財団法人等」を指します。

**（３）補助金交付申請額、補助率及び限度額等について**

また、複数年の交付決定合計額に対する補助率は、下表の通りです。補助対象事業の補助上限額は別紙１～５にて示します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 代表事業者の補助率 | （代表事業者を除く）補助対象事業者の補助率 |
| A：スタートアップ | 100% | 100% |
| B：中小企業・みなし大企業 | 50%スタートアップと連携協定を締結する場合に限り代表事業者となれる。 | 50% |
| C：大企業・学術機関 | ×代表事業者にはなれない | ×補助対象事業者にはなれない |

　　※　**補助金額については、審査の結果、申請した金額を下回る可能性があります。**

**（４）補助事業者の要件**

補助対象事業者は、(2)で示す「補助対象とする申請パターン」の①もしくは②の場合は代表スタートアップが以下のAを、「補助対象となる申請パターン」の③の場合は代表スタートアップが以下のAを満たすとともに、共同提案者が以下のBを満たすものとします。

1. 下記要件ⅰ～ⅸを満たすもので、原則設立15年以内の革新的な研究開発を行う代表スタートアップであること。（J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップを含む）
	* 1. 日本に登記されている企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。
		2. 本事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
		3. 本事業を的確に遂行するために必要な費用の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
		4. 本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
		5. 本事業終了後の実証成果の社会実装を達成するために必要な能力を有すること。
		6. 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
		7. 原則として科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第 14 項等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業として営んでいる業種※a | 資本金基準※b | 従業員基準※c |
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外） | 3億円以下 | 300人以下 |
|  | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 3億円以下 | 900人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業（下記3業種を除く） | 5千万円以下 | 100人以下 |
|  | ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
|  | 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |

※a. 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。※b.「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※c.「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。
・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※）の所有に属している企業。
・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※）の所有に属している企業。
・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業。

(※)本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。

* + 1. 本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
		2. 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
1. 代表事業者と共同で申請するスタートアップ／中小企業／みなし大企業であり、A)のⅶの要件以外を全て満たし、かつ、下記の連携要件を満たすものであること。

**連携要件**補助対象者となる代表スタートアップ又は代表スタートアップ以外のその他のスタートアップに裨益を与える下記例の具体案を記載した連携協定を締結（※1）すること（※2）

例）

・共同技術開発
・技術実証時の付加的要素技術やデータの提供
・実証環境の提供
・実証後の製造・サービス提供の受諾確約
・実証後のビジネスモデルへの参画（保険付与等）
・技術・経営人材等の出向派遣
・販売・事業展開チャネルの提供　等
※1.プロジェクトの提案時には、（採択未確定であるため）提出する連携協定書（案）への具体的な代表取締役・事務担当者の署名・発効までは求めませんが、本連携協定書（案）の内容は、採択を左右する重要な審査項目の一つであり、仮にプロジェクトが採択された場合、当該連携協定書（案）への署名・発効をプロジェクト開始の条件としますので、補助金交付決定後に速やかに署名・発効した正本をご提出いただきます。
※2.連携要件はコンソーシアム構成員である委託先（スタートアップの補助事業総額から10％以上の委託を受ける場合の事業会社・学術機関等）も満たす必要（※3）があります。

※3.コンソーシアム構成員は、上記連携要件に加えて、以下の要件を全て満たす必要があります。

・日本に登記されている企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。

・本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

・国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

なお、以降で示す不支給要件のいずれにも該当しないことも必要です。

|  |
| --- |
| 不支給要件 |
| 1　次のいずれかに該当した事実があり、その行為態様、役員の関与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金の交付の相手方として不適当であると基金設置法人が認める場合。イ　偽りその他不正の手段によって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）（以下、本表において「適正化」という。）第2条第1項に規定する補助金等及び適正化法第2条第4項に規定する間接補助金等並びに施行令第4条第2項第4号に規定する条件として各省各庁の長が定めた民間事業者等に対する助成金等の交付条件又は契約条件に従い交付する基金（以下「補助金等」という。）の交付を受け、又は融通を受けたと認められる場合。ロ　補助金等の他の用途への使用があったと認められる場合。ハ　その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反した場合（ロに掲げる場合を除く。）。ニ　事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。ホ　業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合(ヘに掲げる場合を除く。)。ヘ　役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。ト　役員等が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。チ　業務に関し、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号又は第19号に掲げる行為を行った場合。リ　前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合。ヌ　前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告された場合。2　次のいずれかに該当する事業者イ　役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所ロ　暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する事業所ニ　暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所ホ　役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所ヘ　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所ト　役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所チ　イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所 |

別紙１（テーマ①公募する技術分野・テーマ）本事業では、以下の技術分野・テーマについて公募をいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 【1】技術分野 | 災害に屈しない国土づくり、広域的・戦略的なインフラマネジメントに向けた技術の開発・実証分野 |
| 【2】公募テーマ | テーマ①　建設施工・災害情報収集における高度化（省力化・自動化・脱炭素化）の技術開発・実証 |
| 【3】公募テーマ内容 | (1)建設機械施工の高度化（省力化、自動化・遠隔化、脱炭素化）に関する技術の開発（例：熟練オペレータ並の操作を実現するデジタルツイン上での強化学習プログラム、遠隔施工における操作性向上のためＡＲ技術　等）(2)インフラ設備における平時、災害時、被災後の巡視作業の効率化に資するドローン開発・実証（例：山間部等で通信環境が悪い箇所においても長時間かつ降雨下で飛行可能な機体の開発、複数機体を安全に管理する自動航行システムの開発・実証、ドローンから取得したデータの解析、判定、帳票作成までを自動処理するソフトウェアの開発　等）(3)建設現場における施工管理の省力化・高度化技術の開発（例：建設現場における施工管理（出来形･出来高・品質管理等）の監督･検査手法について、負担軽減、高度化に資する技術　等）(4)多様なセンサから効率的にデータ収集するセンサネットワーク技術の開発・実証（例：多様なセンサと接続可能な低コスト・メンテナンスフリーの無線端末、道路河川等のインフラや自販機等多様な箇所に面的に配置された無線端末のデータをLPWA等により伝送するセンサネットワーク技術、センサネットワークのデータを国交省NWに簡易に接続する技術、多様なセンサネットワークを一元管理する管理システムの開発、無線端末及びセンサネットワークへの不正アクセスを防止する技術　等）(5)再生可能エネルギーを活用した災害時でも街路灯や地域住民へ給電する臨時電源スポット技術の開発・実証（例：道路照明、情報板等に設置可能な再生可能エネルギー発電技術、同発電装置を容易に道路照明、情報板等に設置・給電する技術、屋外に設置可能な小型高密度の蓄電池技術、蓄電池から道路照明、情報板等や住民に給電する技術　等））　　　　等 |
| 【4】想定するアウトプット | 〇　建設機械施工の高度化（省力化、自動化・遠隔化、脱炭素化）に関する技術の開発の場合・2024年度中までに要素技術開発・動作性検証（TRL5）・2026年度中にラボ・個別環境での全体的な検証・実証（TRL6）・2027年度中に標準的環境下での全体検証・実証（TRL7）○　インフラ設備における平時、災害時、被災後の巡視作業の効率化に資するドローン開発・実証の場合・2024年度中に長時間、全天候、自動航行等に対応したドローン開発・動作検証(TRL5)・2026年度中にインフラ設備における巡視作業等の使用環境に応じた条件下での技術検証（現場での実証による全体評価）(TRL6)・2027年度中に全体検証・実証（TRL7）〇　建設現場における施工管理の省力化・高度化技術の開発の場合・2024年度中までに要素技術開発・動作性検証（TRL5）完了・2026年度中までに個別試験環境で評価・検証(TRL6）完了・2027年度中までに標準的環境下で全体検証・実証（TRL7）完了〇　多様なセンサから効率的にデータ収集するセンサネットワーク技術の開発・実証の場合・2023年度までに要素技術調査実施・2024年度までに要素技術開発・動作検証完了、ネットワーク構成検討完了（TRL5）・2025年度までに試験環境での実証完了(TRL6)・2026年度までに実環境での現場実証環境構築完了・2027年度までに実環境での全体検証完了、センサネットワーク管理システムのモデル構築完了(TRL7)〇　再生可能エネルギーを活用した災害時でも街路灯や地域住民へ給電する臨時電源スポット技術の開発・実証の場合・2023年度までに要素技術調査実施・2024年度までに要素技術開発・動作検証完了(TRL5)・2025年度までに試験環境での実証完了(TRL6)・2026年度までに実環境での現場実証環境構築完了・2027年度までに実環境での全体検証完了(TRL7) |
| 【5】当該開発・実証成果により実現を目指す経済社会へのインパクト（アウトカム） | 国土交通省では、生産性向上・働き方改革の促進・将来の担い手確保について取組が進められており、建設現場における自動化・省力化等に大きな期待が寄せられている。また、一元管理するセンサネットワークの実現、商用電力が長時間停止した場合にも電気を得る再生可能エネルギーを活用した臨時電源スポット等により、災害対応の迅速化が期待される。国土交通省では、上記技術のユーザとして先行導入を進めるとともに、本技術実証の結果も踏まえ技術基準等を策定することで、自治体・民間などのインフラ管理者での活用も目指す。上記又は上記に関連する市場への波及効果（アウトカムとしての経済効果）として、補助対象事業者は、採択金額の８倍以上の売り上げ増加額を、事業終了後５年以内に計上する。 |
| 【6】　国土交通省として当該【2】公募テーマを選定した理由 | 国土交通省では、少子高齢化により担い手不足が叫ばれている建設業において、省人化や生産性向上が求められている。これらの課題に対して、建設施工・災害対応の省力化・自動化等の導入による解決に大きく期待が寄せられている。このため、現場実用レベルの技術の開発・実装が推進されることを目的に、試験フィールドや標準環境下での検証・実証を行い、これら技術の民間市場での一般販売化に向けた技術開発を進めるスタートアップを支援する |
| 【7】補助事業1件当たりの上限額 | 【3】公募テーマ内容(1) 3.0 億円(2) 0.5 億円(3) 6.0 億円(4) 6.0 億円(5) 1.0 億円 |

別紙２（テーマ②公募する技術分野・テーマ）本事業では、以下の技術分野・テーマについて公募をいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 【1】技術分野 | 災害に屈しない国土づくり、広域的・戦略的なインフラマネジメントに向けた技術の開発・実証分野 |
| 【2】公募テーマ | テーマ②　デジタルツインを活用した公共構造物（道路・河川）の維持管理手法の技術開発・実証 |
| 【3】公募テーマ内容 | デジタルツインによる公共構造物（道路・河川）の状態把握・維持管理手法の開発（例：公共構造物の３次元データ等を簡便に取得出来る技術、３次元データ等からデジタルツインを構築し、データベース等から必要な情報を表示する技術、デジタルツイン上で効率的に公共構造物の維持管理を行うための技術等） |
| 【4】想定するアウトプット | ・ 2024年度中に、状態把握・デジタルツイン構築等の要素技術開発、デバイス・アプリ等の開発（TRL5）完了・2026年度上期に、個別環境下での検証・実証（TRL6）完了・ 2027年度中に、標準的環境下での全体検証・実証（TRL7）完了 |
| 【5】当該開発・実証成果により実現を目指す経済社会へのインパクト（アウトカム） | ・デジタルツインによる公共構造物（道路・河川）の状態把握・維持管理手法が開発されることで、公共構造物のメンテナンスに寄与するビジネスの拡大が期待される。例えば、「アセットマネジメントビジネス」、「自動での日常維持管理ビジネス」、「無人点検ビジネス」、「補修用ロボットビジネス」等、インフラメンテナンス産業の拡大が想定される。また、道路・河川以外の公共構造物や、民間の構造物への波及効果も期待できる。・国土交通省はこれらのビジネスが拡大されるよう、直轄事業での積極的活用を行うとともに、人材育成に努める。また、新たな取組を進める自治体の課題解決等を支援する「インフラメンテナンス国民会議」におけるニーズとシーズのマッチングイベント等の場を通じて、国や地方公共団体のインフラメンテナンス現場への社会実装を促進させる。・上記又は上記に関連する市場への波及効果（アウトカムとしての経済効果）として、補助対象事業者は、採択金額の8倍以上の売上増加額を、事業終了後5年以内に計上するとともに、今後、国土交通省として作成する本プロジェクトの社会実装の推進に向けたロードマップに基づき、2027年度までに本事業の開発成果の社会実装を進める。 |
| 【6】　国土交通省として当該【2】公募テーマを選定した理由 | ・　橋梁や水門、樋門・樋管等の道路・河川の構造物は全国に数多く存在。高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行。また少子高齢化による人口減少により、老朽化するインフラを維持管理する担い手の確保も必要となっており、デジタルツインをはじめとする新たな技術の導入等による効率的な維持管理を行うことが求められている。・　一方、デジタルツイン等新技術の開発を期待されているスタートアップはメンテナンス現場とのコネクションに乏しく、社会実装に必要な現場からのフィードバックを十分に得られていない状況である。・　このため、現場実用レベルのデジタルツイン技術の開発・実装が推進されることを目的に、実際のインフラメンテナンス現場をフィールドとした実証を様々な環境下で行い、現場のニーズに即したカスタマイズやブラッシュアップを進めるスタートアップ企業を支援する。 |
| 【7】補助事業の上限額 | 28.7億円（上限額の範囲内で、複数の案件を採択予定） |

別紙３（テーマ③公募する技術分野・テーマ）本事業では、以下の技術分野・テーマについて公募をいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 【1】技術分野 | 災害に屈しない国土づくり、広域的・戦略的なインフラマネジメントに向けた技術の開発・実証 |
| 【2】公募テーマ | テーマ③　都市デジタルツインの技術開発・実証 |
| 【3】公募テーマ内容 | 1. 3D都市モデル自動作成・自動更新技術の開発・実証
2. 高精度デジタルツイン自動生成AIの開発・実証
3. 都市デジタルツインに最適化されたWebGISの開発・実証
 |
| 【4】想定するアウトプット | 各システムの開発項目1. 3D都市モデル自動作成・自動更新技術の開発・実証

(1-1) 3D都市モデル自動作成技術の開発・実証* 1. 地物の自動抽出機能

入力データとなる航空写真、衛星写真、点群等から3D都市モデルの作成に必要な地物（建築物、道路、都市設備、植生等）情報を自動抽出する技術の開発* 1. LOD2-3地物自動モデリング機能

抽出した入力データから3D都市モデルLOD2-3の建築物（屋根、壁面、窓、扉等）、道路（道路縁、車線、付属物等）、都市設備（信号機、アーケード、マンホール、道路標識等）、植生等のモデルのサーフェスを自動生成する技術の開発* 1. 地物の属性情報（セマンティクス）の自動付与機能

モデリングされた3D都市モデルに付与する属性情報（建物用途、構造、道路種別、都市設備種別、植生種別等）を入力データから自動で生成し、付与する技術の開発* 1. 高精度テクスチャ生成機能

抽出した入力データからテクスチャを自動抽出し、品質補正・疑似テクスチャ生成等により高精度テクスチャ生成して3D都市モデルLOD2-3に付与する技術の開発* 1. 3D都市モデル生成機能

上記②～④の中間生成物を利用して3D都市モデルを自動生成する機能。この機能には、品質検査、符号化、メタデータ生成等の機能が含まれる。(1-2) 3D都市モデル自動更新技術の開発・実証1. 地物の自動抽出機能

入力データとなる航空写真、衛星写真、点群、ドラレコ画像等から3D都市モデルの更新に必要な地物（建築物、道路、都市設備、植生等）情報を自動抽出する技術の開発1. LOD2-3地物自動更新機能

抽出した入力データから更新対象となる3D都市モデルLOD2-3の建築物（屋根、壁面、窓、扉等）、道路（道路縁、車線、付属物等）、都市設備（信号機、アーケード、マンホール、道路標識等）、植生等のモデルのサーフェス、属性情報、高精度テクスチャを自動生成する技術の開発1. 3D都市モデル更新機能

上記②の中間生成物を利用し、既存の3D都市モデルデータセットをインプットデータとして更新データを自動生成する機能。この機能には、品質検査、符号化、メタデータ生成等の機能が含まれる。1. 高精度デジタルツイン自動生成AIの開発・実証
	1. 高精度デジタルツイン機械学習基盤DB

3D都市モデル（属性情報を含む）、衛星写真、航空写真、地上写真等のインプットデータを利用して高精度デジタルツインを生成するためのAI基盤及び統合DBの構築。* 1. 高精度デジタルツイン生成機能

①の統合DBを利用した高精度デジタルツインデータをプロシージャルモデリングにより自動生成する機能。1. 都市デジタルツインに最適化されたWebGISの開発・実証

(3-1) WebGISエンジンの開発・実証3D都市モデルに最適化されたWebGISエンジンの開発・実証。フロントエンド（地図アプリケーション）と基幹ソフトウェア（OS等）を接続するミドルウェアとして開発する。* 1. データ処理コアエンジンの開発

汎用的な3DGISライブラリ、計算処理、地物の中間（中立）表現のドメインロジックを処理する機能。* 1. データ中間処理エンジンの開発

コアエンジンによって処理されたデータに対するタイムライン制御、ライティング処理、データ管理、スタイル処理等を行う機能。* 1. ライブラリ機能の開発

様々な地図アプリケーションで利用可能な各言語向け汎用ライブラリ。(3-2) レンダリングフォーマットの開発・実証3D都市モデルに最適化されたレンダリングフォーマットの開発・実証。(3)-1の開発と連携し、3D都市モデルの最大パフォーマンスを発揮できる設計とする。1. 圧縮技術の開発

3D都市モデルをWebGISで描画するために最適な圧縮技術を開発する。1. 汎用フォーマットの開発

タイリングやストリーミングに最適化され、特定のフロントエンドに限定されないオープンフォーマットとしてのレンダリングフォーマットを開発する。(3-3) 都市デジタルツイン統合プラットフォームの開発・実証1. フロントエンド開発

(3-1)及び(3-2)の技術を用いた3D都市モデルに最適化されたWebGISアプリケーションの開発。3D都市モデルの可視化、様々なGISデータとの連携、ヘッドレス構造のバックエンドとの接続等が可能なものとする。1. バックエンド開発

(3)-1及び(3)-2の技術を用いた3D都市モデルに最適化されたWebGISバックエンドの開発。3D都市モデルのデータベース管理、品質管理、データ変換、ヘッドレス構造のフロントエンドとの接続等が可能なものとする。1. API開発

②に統合する機能としてデータDLリクエストや各種プラットフォームへの配信へ対応するAPIを開発する。■2025年度まで各開発項目単体での要素技術開発・動作検証（TRL5）■2026年度までサブシステム単位での統合テストによる品質検証（TRL6）■2027年度までプロダクト化（TRL7） |
| 【5】当該開発・実証成果により実現を目指す経済社会へのインパクト（アウトカム） | (1) 3D都市モデル自動作成・自動更新技術の開発・実証* デジタルツイン市場が急速に拡大し、国際競争も激化している中、都市デジタルツイン（3D都市モデル）の自動生成技術の実現はグローバルな技術的課題となっている。
* 国土交通省では、Project PLATEAU（プラトー）として、都市デジタルツイン（3D都市モデル）の社会実装を推進しており、そのための中核的技術である自動生成技術を商用化レベルで国内企業により実現することにより、国産技術によるグローバルマーケットの獲得や都市デジタルツイン作成のコストダウンによるスケーラビリティの拡大が可能となる。
* 上記又は上記に関連する市場への波及効果（アウトカムとしての経済効果）として、補助対象事業者は、採択金額の8倍以上の売上増加額を、事業終了後5年以内に計上するとともに、今後、国土交通省として作成する本プロジェクトの社会実装の推進に向けたロードマップに基づき、2027年までに本事業の開発成果の社会実装を進める。

(2) 高精度デジタルツイン自動生成AIの開発・実証* 国土交通省では、Project PLATEAU（プラトー）として、都市デジタルツイン（3D都市モデル）の社会実装を推進している。このデータを活用し、ToBやToCのサービスに利用可能なコンシューマクオリティの高精度デジタルツインデータの自動生成技術を商用化レベルで国内企業により実現することにより、国産技術によるグローバルマーケットの獲得や都市デジタルツインデータの利用のすそ野拡大が可能となる。
* 上記又は上記に関連する市場への波及効果（アウトカムとしての経済効果）として、補助対象事業者は、採択金額の8倍以上の売上増加額を、事業終了後5年以内に計上するとともに、今後、国土交通省として作成する本プロジェクトの社会実装の推進に向けたロードマップに基づき、2027年までに本事業の開発成果の社会実装を進める。

(3) 都市デジタルツインに最適化されたWebGISの開発・実証* デジタルツイン市場が急速に拡大し、国際競争も激化している中、都市デジタルツイン（3D都市モデル）を可視化するためのWebGISエンジン開発も活性化しており、Cesium、Mapbox、deck.gl、3DCityDB、mago3D、ArcGIS、GoogleEarth等の商用プロダクトやOSSが次々と開発されている。
* 国土交通省では、Project PLATEAU（プラトー）として、都市デジタルツイン（3D都市モデル）の社会実装を推進しており、国際標準であるCityGML2.0形式に準拠した標準データフォーマットを採用し、レンダリングフォーマットとしては同じく国際標準である3DTilesとCesiumの組み合わせを採用してきた。
* Cesiumエンジン及び3DTilesデータの組み合わせは、3D都市モデルの大規模データを軽量に扱うことができ、かつ、CityGMLデータに含まれる属性情報をウェブ上で最適に管理できる点で、現行の技術状況の中では高い優位性を持つパッケージであるといえる。他方、このパッケージは、他の3DWebGISエンジンと比べ、描画パフォーマンス、表現演出、配列表現などの点で優劣があり、常に最適とはいえない。
* このため、3D都市モデルに最適化された都市デジタルツインWebGISエンジンを商用化レベルで国内企業により実現することにより、国産技術によるグローバルマーケットの獲得や都市デジタルツインのスケーラビリティの拡大が可能となる。
* 上記又は上記に関連する市場への波及効果（アウトカムとしての経済効果）として、補助対象事業者は、採択金額の8倍以上の売上増加額を、事業終了後5年以内に計上するとともに、今後、国土交通省として作成する本プロジェクトの社会実装の推進に向けたロードマップに基づき、2027年までに本事業の開発成果の社会実装を進める。
 |
| 【6】　国土交通省として当該【2】公募テーマを選定した理由 | (1) 3D都市モデル自動作成・自動更新技術の開発・実証* 国土交通省では、2020年度からProject PLATEAUとして都市デジタルツインの実装モデル「3D都市モデル」の整備・活用・オープンデータ化を推進しており、2022年度末では全国約130都市でデータ整備が実現。まちづくり、防災・減災、環境・エネルギー、観光・コンテンツ、モビリティ等の様々な分野で3D都市モデルのデータを活用した新たなサービスやアプリケーションが創出されている。
* 3D都市モデルはスマートシティをはじめとする「まちづくりDX」のデジタル・インフラとして位置付けられており、3D都市モデルの整備・更新を国内に拡大することで新たな価値創出や地域の課題解決をもたらすことが期待される。また、国内で培ったデータ生成や活用の技術を国際展開することにより、拡張するデジタルツインのグローバルマーケットを獲得していくことが可能となる。
* 都市デジタルツイン（3D都市モデル）の自動生成技術の実現に向けた研究開発は各国で進められており、グローバルな技術的課題となっている。我が国でも都市デジタルツインに関する様々なスタートアップ企業が生まれ、事業化を目指している中、この分野における我が国発の国産技術のプロダクト化を支援することで、我が国産業の新たな市場獲得につなげ、国内外の都市デジタルツインの社会実装を加速することが可能となる。

(2) 高精度デジタルツイン自動生成AIの開発・実証* 国土交通省では、2020年度からProject PLATEAUとして都市デジタルツインの実装モデル「3D都市モデル」の整備・活用・オープンデータ化を推進しており、2022年度末では全国約130都市でデータ整備が実現。まちづくり、防災・減災、環境・エネルギー、観光・コンテンツ、モビリティ等の様々な分野で3D都市モデルのデータを活用した新たなサービスやアプリケーションが創出されている。
* 3D都市モデルはスマートシティをはじめとする「まちづくりDX」のデジタル・インフラとして位置付けられており、3D都市モデルの整備・更新を国内に拡大することで新たな価値創出や地域の課題解決をもたらすことが期待される。また、国内で培ったデータ生成や活用の技術を国際展開することにより、拡張するデジタルツインのグローバルマーケットを獲得していくことが可能となる。
* 都市デジタルツイン（3D都市モデル）を利用した高精度デジタルツインデータの自動生成技術の実現に向けた研究開発は各国で進められており、グローバルな技術的課題となっている。我が国でも都市デジタルツインに関する様々なスタートアップ企業が生まれ、事業化を目指している中、この分野における我が国発の国産技術のプロダクト化を支援することで、我が国産業の新たな市場獲得につなげ、国内外の都市デジタルツインの社会実装を加速することが可能となる。

(3) 都市デジタルツインに最適化されたWebGISの開発・実証* 国土交通省では、2020年度からProject PLATEAUとして都市デジタルツインの実装モデル「3D都市モデル」の整備・活用・オープンデータ化を推進しており、2022年度末では全国約130都市でデータ整備が実現。まちづくり、防災・減災、環境・エネルギー、観光・コンテンツ、モビリティ等の様々な分野で3D都市モデルのデータを活用した新たなサービスやアプリケーションが創出されている。
* 3D都市モデルはスマートシティをはじめとする「まちづくりDX」のデジタル・インフラとして位置付けられており、3D都市モデルの整備・更新を国内に拡大することで新たな価値創出や地域の課題解決をもたらすことが期待される。また、国内で培ったデータ生成や活用の技術を国際展開することにより、拡張するデジタルツインのグローバルマーケットを獲得していくことが可能となる。
* 都市デジタルツイン（3D都市モデル）に最適化されたWebGISエンジンの開発に向けた研究開発は各国で進められており、グローバルな技術的課題となっている。我が国でも都市デジタルツインに関する様々なスタートアップ企業が生まれ、事業化を目指している中、この分野における我が国発の国産技術のプロダクト化を支援することで、我が国産業の新たな市場獲得につなげ、国内外の都市デジタルツインの社会実装を加速することが可能となる。
 |
| 【7】補助事業の１件当たりの上限額 | 【3】公募テーマ内容(1) 8.5 億円(2) 7.0 億円(3) 18.25 億円 |

別紙４（テーマ④　公募する技術分野・テーマ）
本事業では、以下の技術分野・テーマについて公募をいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 【1】技術分野 | 災害に屈しない国土づくり、広域的・戦略的なインフラマネジメントに向けた技術の開発・実証 |
| 【2】公募テーマ | テーマ④　次世代機器等を活用した河川管理の監視・観測の高度化に資する技術開発 |
| 【3】公募テーマ内容 | 次世代観測機器を用いた観測・監視体制に関する技術開発・実証1. 次世代観測機器を用いた洪水等の監視体制の充実及び強化に関する技術開　発・実証

・曇天時でも長時間観測可能など「危機管理型水位計の観測基準・仕様」の「３．観測機器・設備」「４．技術基準」を向上させた次世代危機管理型水位計危機管理型水位計の観測基準・仕様https://www.mlit.go.jp/river/shishin\_guideline/kasen/pdf/kikikanrigatasuiikei.pdf・最低被写体照度0.5ルクス以下でも撮影可能となる夜間監視性能等の機能向上した低コスト次世代河川監視カメラ・小型、低コスト（本体価格4千円/台以下）、長寿命（電池で稼働する場合は電池寿命最低3年以上）、高耐久化等機能向上した次世代浸水センサ・水位計やカメラなど既存の機器ではなく、新たな機器によって低コストかつ迅速に精度の高い洪水等の監視・観測が可能な機器等1. ＳＡＲ衛星を用いた観測・監視体制に関する技術開発

・小型ＳＡＲ衛星コンステレーションや海外の衛星等の様々なＳＡＲ衛星画像を用いた浸水判読の自動化や解析時間の短縮化（2.5時間程度以下）を可能とする浸水把握技術の開発・高度化・ＳＡＲ衛星画像（単画像）の高解像度化による土砂移動等の観測・判読、緊急調査の補填のための天然ダムの規模・形状の計測技術の開発　等 |
| 【4】想定するアウトプット | ・次世代観測機器を用いた洪水の監視体制の充実及び強化に関する技術開発の場合2024年度中までに要素技術開発・動作性検証（TRL5）完了2026年度中までに個別試験環境で評価・検証(TRL6）完了2027年度中までに標準的環境下で全体検証・実証（TRL7）完了次世代危機管理型水位計の場合約500箇所以上で実証次世代河川監視カメラの場合約400箇所以上で実証次世代浸水センサの場合約10,000個以上を実証・小型ＳＡＲ衛星コンステレーションや海外の衛星等の様々なＳＡＲ衛星画像を用いた浸水判読の自動化や解析時間の短縮化を可能とする浸水把握技術の開発・高度化の場合2024年度中までに要素技術開発・動作性検証（TRL5）完了2026年度中までに個別試験環境で評価・検証(TRL6）完了2027年度中までに標準的環境下で全体検証・実証（TRL7）完了・ＳＡＲ衛星画像（単画像）の高解像度化による土砂移動等の観測・判読、緊急調査の補填のための天然ダムの規模・形状の計測技術の開発の場合2025年度中までに要素技術開発（TRL5）完了2026年度中までに開発した技術の評価・検証(TRL6）完了2027年度中までに災害発生箇所での実証（TRL7）完了 |
| 【5】当該開発・実証成果により実現を目指す経済社会へのインパクト（アウトカム） | ・次世代観測機器を用いた観測・監視体制に関する技術が開発されることで、災害対応の迅速化や観測・監視に係るコストが縮減による業務効率化、これまで以上に充実した情報発信が可能となることにより、さらなる減災に資すると考えられる。・補助対象事業者は、採択金額の8倍以上の売上増加額を、事業終了後5年以内に計上する。 |
| 【6】国土交通省として当該【2】公募テーマを選定した理由 | 1. 河川に設置された水位計や監視カメラ等の観測・監視機器は、平常時や洪水時の河川管理をはじめ、住民自らの早期避難判断や行政による防災情報発信に活用されている。

一方、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大により、現在の観測・監視機器の整備体制では十分とは言えず、身近な情報で住民に切迫感を伝えるため監視体制・情報発信のさらなる充実・強化が求められている。② SAR衛星を活用し、悪天候や夜間でも河川氾濫によって大規模に浸水しているエリアの撮影を行い、速やかに精度の高い浸水範囲の把握を行うことで、排水ポンプ車の配備などの応急対策や被災箇所の地上調査箇所や調査ルートの絞り込みなど迅速な災害対応を実施することが期待されている。一方、現状では、災害時に活用可能な既存SAR衛星による浸水把握技術が開発されているものの、観測範囲や観測機会に制限があり、十分にそれぞれの現場のニーズに応える活用がなされていない。土砂災害における災害対応の迅速化のためには、ＳＡＲ衛星画像（単画像）の高解像度化による土砂移動等の観測・判読、緊急調査の補填のための天然ダムの規模・形状の計測が課題である。 |
| 【7】補助事業の１件当たりの上限額 | 14.38億円 |

別紙５（テーマ⑤　公募する技術分野・テーマ）本事業では、以下の技術分野・テーマについて公募をいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 【1】技術分野 | 災害に屈しない国土づくり、広域的・戦略的なインフラマネジメントに向けた技術の開発・実証 |
| 【2】公募テーマ | テーマ⑤　次世代機器等を活用した道路管理の監視・観測の高度化に資する技術開発 |
| 【3】公募テーマ内容 | 次世代機器等を活用した道路管理の監視・観測の高度化に資する技術開発①センサーやカメラ等を用いた道路構造物の監視技術②ＳＡＲ衛星を活用した定期的なインフラ監視技術③交通状況等をリアルタイムに自動把握する技術 |
| 【4】想定するアウトプット | ① センサーやカメラ等を用いた道路構造物の監視技術の場合2024年度中までに、センシングデバイスの開発・高度化、AI解析等を用いた自動処理を行うアプリケーション開発（TRL5）2026年度中までに、開発したモニタリングシステムについて個別道路における評価・検証（TRL6）2027年度中までに、直轄国道における複数構造物で導入（TRL7）② ＳＡＲ衛星を活用した定期的なインフラ監視技術の場合2024年度中までに、SAR衛星画像と地上データを組み合わせた日常的な道路監視技術の開発（TRL5）2026年度中までに、個別環境での評価・検証（TRL6）2027年度中まで直轄国道における実証（TRL7）③ 交通状況等をリアルタイムに自動把握する技術の場合2024年度中までにニーズ把握、現場実証（TRL5）2027年度中までに現場実証、技術改良（TRL7） |
| 【5】当該開発・実証成果により実現を目指す経済社会へのインパクト（アウトカム） | * 次世代観測機器を用いた道路構造物等の常時観測技術が開発されることで、災害時の対応の迅速化や、日常の維持管理の効率化・高度化につながり、インフラの老朽化や担い手不足といった課題解決に寄与するとともに、災害に屈しない国土づくりに資すると考える。
* 交通状況等をリアルタイムに自動把握する技術が開発されることで、災害時の対応の迅速化や、観測や推計に係るコスト縮減と業務効率化が可能となり、災害に屈しない国土づくりに資すると考える。
* 上記又は上記に関連する市場への波及効果（アウトカムとしての経済効果）として、補助対象事業者は、採択金額の8倍以上の売上増加額を、事業終了後5年以内に計上する。
 |
| 【6】　国土交通省として当該【2】公募テーマを選定した理由 | ① 道路法に基づく５年に一度の近接目視等による点検や、日々の巡視等で構造物の状態を確認しているが、多種多様な構造物が存在し、近接目視が物理的に困難な場所や不可視部分についてより効率的・効果的な手法についてのニーズが高い。構造物のモニタリング技術を開発することで、構造物メンテナンスの効率化・高度化や、災害時の異常把握の迅速化を実現する必要。② SAR衛星を活用し、天候に関わらず地形の変状を把握するとともに、ＬＰ等地上のデータを組み合わせた道路監視技術をは開発することで、維持管理の効率化や、災害時の迅速な復旧を実現する必要。③ 交通状況等のモニタリングは、災害時の交通マネジメントや渋滞対策のための交通需要マネジメントに必要不可欠なものであり、特に災害時の交通マネジメントの実施にあたっては面的かつリアルタイムに観測されたデータが必要になる。しかし現状は、コスト面の問題等から限られた箇所での観測に留まっているため、低コストでリアルタイムに任意の箇所を観測可能な機器・技術の開発が必要。また、民間データの活用も含め面的にリアルタイムの交通量を観測可能な機器・技術等の開発が必要。 |
| 【7】補助事業の上限額 | 23.5億円（ただし、2024年度後半に実施予定のステージゲートまでに掛かる補助金の上限は、1件当たり８千万円とする。） |

別表２（補助対象経費）

補助対象経費は、補助事業を実施する上で補助対象事業者が支出する直接経費及び間接経費となります。原則、次の条件を全て満たす必要があります。

①　交付決定後に契約、支出されるもの。

②　令和１０年３月末日までに支払いを終えるもの。

③　本補助事業に要することが明確であるもの。

（補助対象経費）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内 容 |
| １ 直接経費 | ①仮設施設工事費 | 技術実証を行うために不可欠で最低限必要な仮設施設（これらと一体的に整備される設備を含む。ただし、補助事業期間終了後、速やかに解体・撤去するものに限る。）の整備、改修又は当該施設の解体・撤去に要する経費（土地の取得造成費、既存建物解体費、既存設備の撤去費、外構工事費その他施設本体に直接関係のない工事費を除く。）及び仮設施設の賃借、移設に必要な経費 |
| ②機械設備費 | 技術実証に必要な機械装置（輸送用機械、ソフトウェアを含む。）の購入、試作・製作、改良、据付け、借用又は修繕等に必要な経費及び技術実証を実施するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数１年以内のものを除く。）やデータの購入、試作・製作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 |
| ③調査設計費 | 仮設施設工事費、機械設備費に係る調査費及び設計費 |
| ④人件費※１ | 技術実証に直接従事する者の人件費及び補助員費並びに技術実証の実施や技術実証終了後のビジネスモデルの構築等に必要となる知識、情報、技術が提供可能な人材に関する経費（実証期間中に係る経費に限る） |
| ⑤材料費等 | 技術実証に必要な材料、副資材、消耗品、データ等の購入に要する経費 |
| ⑥外注費 | 技術実証に必要な加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア制作等を外注する場合に要する経費 |
| ⑦委託費 ※２ | 民間企業、学術機関等へ技術実証の一部を委託する場合に要する経費（委託契約等を締結・管理する専門家（弁護士等）に支払う経費、試験・評価、知的財産権先行調査、弁理士費用（特許印紙代等を除く）、市場調査等技術実証及び技術実証成果の事業展開の企画立案に必要な調査等の委託を含む。） |
| ⑧その他諸経費 | ④に掲げる者を新たに雇用する際の経費、技術実証に必要な施設・設備・資機材等に係る使用料・賃借料、謝金・旅費、技術実証の成果を社会実装するために必要な展示会への出展費、マッチングイベントへの参加費及びルールメイキングに要する経費（標準・規格の形成や変更等に向けた会議等への参加費・旅費・調査費・資料作成費等）に要する経費等 |
| 2 間接経費 | 直接経費の５パーセント以下（本補助事業を行う上で実証や研究に必要な環境改善や機能向上等に関する経費） |

※１ ④の経費のうち、技術実証の実施や技術実証終了後のビジネスモデルの構築等に必要となる知識、情報、技術が提供可能な人材に関する経費については、総事業費の３％以下に限ります。

※２ **⑦の経費が総事業費５０％を超える場合には、国土交通大臣の承認等所定の手続きが必要になります。**

**※補助対象経費に関わる補足事項**

次に該当する経費については原則として間接経費の対象となります。

* パソコン、カメラ 等（事業の実施に必要不可欠な場合を除く）
* 技術実証における経理等事務処理に関する業務に従事する者の人件費及び補助員費
* 技術実証の実施に必要となる各種保険料
* 技術実証の成果に係る特許出願に係る経費
* 使用実績の把握が困難な材料等
* 公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）
* 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
* 振込手数料
* 賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料
* 上記のほか、適切と認められる経費

次に該当する経費についてはいかなる場合も補助対象外となります。

* 交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの
* 恒久的な施設・設備の整備費
* 土地の取得及び造成の費用
* 既存建物、設備の解体費・撤去費
* 商品券等の金券
* 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
* 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
* 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
* 上記のほか、不適切と認められる経費

別表３（補助率・限度額）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助率（注１） | 原則設立１５年以内の革新的な研究開発を行う中小企業（＝「スタートアップ」）（注２）：１／１以内中小企業：１／２以内みなし大企業：１／２以内注１　複数年の交付決定合計額に対する補助率注２　「中小企業」とは、科学技術・イノベーション活性化法第２条第１４項に規定する中小企業者をいう。また、スタートアップの判断にあたっては、技術の態様に応じ弾力的に運用することとし、J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップを含む。 |
| 限度額 | 別表１「（３）補助金交付申請額、補助率及び限度額等について」を参照してください。 |

（様式第1）

令和　　年　月　日

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

住所

名称

代表者名

国土交通省中小企業イノベーション創出推進事業交付申請書

中小企業イノベーション創出推進事業の補助金交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　事業計画名（共同提案の場合、統一して記載してください）

2　補助事業の目的及び内容（別途様式に記載して頂きます）

　　　様式1-1　申請企業等概要　　　　　　　　　様式1-2　プロジェクト計画書

　　　様式1-3　複数年参考計画書　　　　　　　　様式1-4　収支明細書

　　　様式1-5　申請企業説明書　　　　　　　　　様式1-6　仮設施設の概要

　　　様式1-7　経費明細書　　　　　　　　　　　様式1-8　暴力団排除に関する誓約書

3　補助事業の開始及び完了予定日

　交付決定日　～　令和　　年　　月　　日まで

4　経費全体額

　　　金　　　　　　　　　　　　　円

5　補助対象経費

　　　金　　　　　　　　　　　　　円

6　補助金交付申請額

　　　金　　　　　　　　　　　　　円

7　代表スタートアップ名及び共同提案者名（共同提案の場合に申請者を含む全ての関係者名を記載してください。）

代表スタートアップ：

共同提案者：

様式1-1（申請企業等概要）

国土交通省中小企業イノベーション創出推進事業　申請企業等概要

1　申請者　（詳細は様式1-5にて記入してください）

|  |  |
| --- | --- |
| 住所（本社） | 〒 |
| 住所（プロジェクトの実施先）※1 | 〒 |
| （該当に○）事業所概要 | 本社　試験・評価センター　研究開発拠点　生産拠点　　その他【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 名称（ふりがな） |  |
| 代表者役職・氏名（ふりがな） |  |
| 設立年月日 |  |
| 従業員数（全体） |  |
| 資本金 |  |

※　プロジェクト（大規模技術実証等）を実施する拠点の住所を記入してください

（担当者）

|  |  |
| --- | --- |
| 所　属 |  |
| 所属住所 | 〒 |
| 役職・氏名（ふりがな） |  |
| 電話番号(必須) |  |
| E-mail（必須） |  |

様式1-1（別紙　共同提案者等）

**（共同提案の場合に記載してください）**

|  |  |
| --- | --- |
| 代表スタートアップ/共同提案者の別 | 代表スタートアップ　　／　　共同提案者（※該当する方を〇で囲んでください） |
| 住所（本社） | 〒 |
| 住所（プロジェクトの実施先）※1 | 〒 |
| （該当に○）事業所概要 | 本社　試験・評価センター　研究開発拠点　生産拠点　その他【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 名称（ふりがな） |  |
| 代表者役職・氏名（ふりがな） |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

※　プロジェクト（大規模技術実証等）を実施する拠点の住所を記入してください

|  |  |
| --- | --- |
| 代表スタートアップ/共同提案者の別 | 代表スタートアップ　　／　　共同提案者（※該当する方を〇で囲んでください） |
| 住所（本社） | 〒 |
| 住所（プロジェクトの実施先）※２ | 〒 |
| （該当に○）事業所概要 | 本社　試験・評価センター　研究開発拠点　生産拠点　その他【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 名称（ふりがな） |  |
| 代表者役職・氏名（ふりがな） |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

※　プロジェクト（大規模技術実証等）を実施する拠点の住所を記入してください

※　ページが足りない場合は、このページをコピーしてください。

様式1-1（別紙　補助金利用実績等） **（国及びその他の独立行政法人（国立研究開発法人を含む。）、地方公共団体等からの委託（再委託を含む）又は補助金等の交付を受けたことがある場合、及び交付を申請している場合、その概要を記載してください）**

2019年度～2023年度補助金利用実績（交付申請中のものも含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 事業主体（官公庁省名等） | 事業名称 | テーマ名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

様式1-1（別紙　類似計画等状況説明書）

**（別紙　補助金利用実績に基づき、本事業と類似計画等がある場合に記載してください。なお、複数該当ある場合、実施事業分を記載してください）**

類似計画等状況説明書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名称 |  |
| 事業主体（関係省庁等） |  |
| テーマ名 |  |
| 代表企業等（他企業等と連携している場合） |  |
| 実施者 |  |
| 申請額 | 円 |
| 期間 |  |
| 内容 |  |
| そ の 他 |  |

様式1-2（プロジェクト計画書）

|  |
| --- |
| 1　プロジェクトサマリー（★） |
| （1）プロジェクトの背景・目的 |
| *・プロジェクトが必要な理由や経緯（背景）を示してください**・プロジェクトによって得たい成果（目的）を示してください* |
| （2）プロジェクトの概要 |
| *・プロジェクトの目標、内容を示してください* |
| （3）プロジェクト成果（自社ビジネスへの効果）及び波及効果（プロジェクト成果による市場の創出） |
| *・プロジェクト成果のサマリ（プロジェクト終了後に得られる自社への成果（収益貢献）のインパクトの見通し及びその考え方）を示してください**・波及効果のサマリ（プロジェクト成果の社会実装による市場創出のインパクトの見通しやその考え方※）を示してください**※採択金額の●倍以上の売上増加額を、事業終了後5年以内に計上した上で、●●年時点で推計される市場規模、同市場内で自社が獲得するシェア* |

|  |
| --- |
| 2　市場性・競争優位性 |
| （1）　市場規模・市場の成長性 |
| *・ターゲットとする市場規模（TAM/SAM/SOM等）の考え方と算出方法を示してください**・市場の成長性の見通し及びその考え方を示してください**・市場のトレンドや推移（成長の見込み含む）、及びその妥当性を示してください* |
| （2）　ターゲット及びターゲットのニーズの強さ |
| *・具体的なターゲット（業界、職種、規模感、保有アセット等）を示してください**・ターゲットのニーズ及びそれらが生じている根本的課題を示してください* |
| （3）　ターゲットのニーズに対する解決手段 |
| *・ターゲットのニーズに対するプロダクト/サービス（ソリューション）の内容を示してください**・プロダクト/サービス（ソリューション）が想定ユーザーの課題・ニーズに与える提供価値を示してください* |
| （4）　競争優位性 |
| *・技術的な模倣障壁（知財戦略含む）やビジネスモデルの優位性を示してください**・競合のプロダクト/サービス（ソリューション）の開発状況と自社の優位性を示してください**・ターゲット市場における売上拡大（シェア獲得）や収益確保の戦略を示してください* |

|  |
| --- |
| 3　 プロジェクト計画 |
| （1）　プロジェクトの目標と計画内容 |
| *・プロジェクトの目標（開発・実証の成果の目標）を示してください**・目標に対する実施事項を示してください**・プロジェクト推進に際して想定される課題・リスクと対応策を示してください* |
| （2）　スケジュール |
| *・予定しているプロジェクトの実施スケジュール（準備-実施-効果検証における実施事項/実施期間）を示してください**・プロジェクト成果を社会実装する際のスケジュールを示してください* *・原則としてTRLレベルが上がる段階等、一定の技術の確立がされた段階でステージゲート審査を設定し、そのステージゲート審査までに解決している技術的な課題や達成している技術レベルを示してください* |
| （3）　プロジェクトに必要な経費、及び資金計画 |
| *・プロジェクトに必要な対象経費と使途を示してください**・プロジェクトに必要な資金の確保手段と計画を示してください* |
| （4）　 実施体制・実施拠点 |
| *・社内の実施体制（プロジェクトメンバーの構成、専門性、経営力、事業開発力、対外折衝力、資金管理体制、経理処理体制等）を示してください**・プロジェクトの実施拠点を示してください* |

|  |
| --- |
| 4　プロジェクト成果、及び波及効果（アウトカム） |
| プロジェクト成果の社会実装に向けた絵姿 |
| *・プロジェクト終了後にプロジェクト成果を社会実装していく絵姿を示してください**・社会実装に向けて、解決すべき課題及び課題解決に向けて事業期間中及び事業終了後にとるべきアクションを示してください**・プロジェクト終了後の、プロジェクトの成果の社会実装に向けたスケジュールの見通しを示してください* |
| プロジェクト成果（自社ビジネスへの効果）の詳細 |
| *・プロジェクト成果の詳細（プロジェクト終了後に得られる自社への成果（収益貢献）のインパクトの見通し及びその考え方）を示してください* |
| 波及効果（プロジェクト成果による市場の創出）の詳細 |
| *・波及効果の詳細（プロジェクト成果の社会実装による市場創出のインパクトの見通しやその考え方※）を示してください**※採択金額の●倍以上の売上増加額を、事業終了後5年以内に計上した上で、●●年時点で推計される市場規模、同市場内で自社が獲得するシェア* |

様式1-2（別紙　コンソーシアム概要）

**（コンソーシアムによる申請の場合、記載してください）**

|  |
| --- |
| 5　 コンソーシアム概要 |
| （1）　コンソーシアム※の構成員情報 |
| 【連携先名】【担当部署】【担当者名】【担当者連絡先】【コンソーシアムの構成員との調整状況】*枠が足りない場合は、上枠をコピーして追加ください。**※当事業におけるコンソーシアムの構成員は、共同提案者（代表スタートアップ以外のその他のスタートアップ、中小企業、みなし大企業）又はスタートアップの補助事業総額の10％以上の委託を受け、スタートアップの成長に向けスタートアップに裨益を与える連携協定を締結するものを指します* |
| （2）　スタートアップに対する支援・関与事項 |
| *・コンソーシアム構成員がスタートアップに対して、どのような支援を行うか具体的に示してください* |
| （3）　(2)によってプロジェクトの実証期間中にプロジェクトが加速化、プロジェクト成果が最大化される理由 |
| *・2の支援によって、プロジェクトが加速化、プロジェクト成果が最大化される理由を示してください* |
| （4）　(2)によってプロジェクト終了後にプロジェクト成果を社会実装することが加速化、社会実装による市場創出のインパクトが最大化される理由 |
| *・2の支援によって、プロジェクト終了後に、プロジェクト成果を社会実装することが加速化、社会実装による市場創出のインパクト※が最大化される理由を示してください**※採択金額の●倍以上の売上増加額を、事業終了後5年以内に計上した上で、●●年時点で推計される市場規模、同市場内で自社が獲得するシェア* |
| （5）　コンソーシアム構成員の連携体制 |
| *・コンソーシアム構成員の連携体制、役割等を示してください* |

様式1-3（複数年参考計画書）

１　実施内容

**（不要な年度は削除のうえ、該当する年度のみ記載してください）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 成果目標 | 実施項目 | 補助金申請額（円） |
| 2023 |  |  |  |
| 2024 |  |  |  |
| 2025 |  |  |  |
| 2026 |  |  |  |
| 2027 |  |  |  |

*※実施項目は、様式1-2「事業計画書」「3-2 スケジュール」に記載の実施項目を対応させること。*

２　実施項目の年度別実施内容

**（不要な年度は削除のうえ、該当する年度のみ記載してください）**

※年度毎の記入は、実施項目ごとの実施内容の内訳について具体的かつ明確に記載してください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施項目 | 年度 | 各年度で実施する内容の詳細 |
| （実施事項） | 2023 |  |
| 2024 |  |
| 2025 |  |
| 2026 |  |
| 2027 |  |

*※実施項目は、様式1-2「事業計画書」p7「3-2　スケジュール」に記載の実施項目を対応させること。*

*※実施項目が複数ある場合はコピーして実施項目ごとに作成してください。*

様式1-4（収支明細書）

国土交通省中小企業イノベーション創出推進事業交付申請書

収支明細書

（収入の部） [単位：円]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額 | 調達先（金額の内訳） |
| 自己資金 |  |  |
| 借　入 |  |  |
| その他 |  |  |
| 補助金申請額 |  | 国土交通省中小企業イノベーション創出推進事業 |
| 合　計 |  |  |

※補助金申請額の「予算額」欄は、千円未満を切り捨てて記入してください

（支出の部） [単位：円]

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 経費区分 | 経費全体額（Ａ） | 補助対象経費（Ｂ） | 補助金申請額（Ｃ） |
| １直接経費 | 1. 仮設施設工事費
 |  |  |  |
| 1. 機械設備費
 |  |  |  |
| 1. 調査設計費
 |  |  |  |
| 1. 人件費
 |  |  |  |
| 1. 材料費等
 |  |  |  |
| 1. 外注費
 |  |  |  |
| 1. 委託費
 |  |  |  |
| 1. その他諸経費
 |  |  |  |
| **小　計** |  |  |  |
| ２ 間 接 経 費 |  |  |  |
| **合　計** |  |  |  |

※各経費区分の明細は指定様式（様式1-7）にて報告してください

※④の経費のうち、技術実証の実施や技術実証終了後のビジネスモデルの構築等に必要となる知識、情報、技術が提供可能な人材に関する経費については、総事業費の３％以下に限ります。

※⑦の経費が総事業費の50パーセントを超える場合には、国土交通大臣の承認等所定の手続きが必要になります。

※間接経費は、直接経費小計の５パーセント以下とします

※小計・合計欄は、税抜の金額を記入してください

※補助金申請額は千円未満を切り捨てて記入してください

※事業実施期間に支出するものについて記入してください

様式1-4（別紙　コンソーシアム全体　支出明細書）

**（共同提案の場合に記載してください）**

国土交通省　中小企業イノベーション創出推進事業

支出明細書（コンソーシアムによる共同提案全体）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[単位：円]

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 代表 | 事業者名 | 補助率 | 経費全体額（Ａ） | 補助対象経費（Ｂ） | 補助金申請額（Ｃ） |
|  | 申請企業 |  |  |  |  |
|  | 連携企業１（団体名等記載） |  |  |  |  |
|  | 連携企業２（団体名等記載） |  |  |  |  |
|  | 連携企業３（団体名等記載） |  |  |  |  |
|  | 総　合　計 | － |  |  |  |

※様式1-4（収支明細書）の合計額を記入してください

※提案申請代表者の場合、「代表」の欄に「○」を記入してください。

※補助金申請額は千円未満切り捨てて記入してください

※連携企業の欄が不足する場合は、追加して記入してください

様式1-5（申請企業説明書）

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・事業所名 | 法人番号(13桁) |
| 本社所在地 | 〒 |
| 主な事業所とその所在地 |  |
| 連絡先（電話番号） |  |
| 代表者役職・氏名（ふりがな） |  |
| 資本金 |  |
| 主な出資者（出資割合） |  |
| 設立年月日 |  |
| 主事業の業種名※日本標準産業分類（中分類以下）による |  |
| 主製品、サービス等 |  |
| 経営上の強み（経営ノウハウ・技術等のアピール） |  |
| 経営環境及び経営課題 |  |
| 従業員数（全体） |  |
| （内、研究員数） |  |
| 主なグループ会社名 |  |

（役員一覧）

事業者名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | （ﾌﾘｶﾞﾅ） | 住所 | 生年月日 | 性別 |
| 氏名 |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |

※個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。

（決算状況）直近4期分

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 　　年　月期 | 　　年　月期 | 　年　月期 | 　年　月期（見込み） |
| 売 上 高 |  |  |  |  |
| 営業利益 |  |  |  |  |
| 経常利益 |  |  |  |  |
| 当期利益 |  |  |  |  |
| 純資産 |  |  |  |  |

※法人設立後間もなく、決算書の提出ができない場合は本様式にその旨を記載してください。

（決算状況）直近過去３年分の各年の課税所得額と過去3年分の平均額

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 直近年　　　月期 | １期前年　　　月期 | 2期前年　　　月期 |
| 課税所得 |  |  |  |
| 過去3年分の平均額 |  |

**【添付資料】直近３ヶ年の決算書類**

※貸借対照表、損益計算書、株主資本等計算書及び注記表。なお、連結計算書類を作成している場合（親会社が作成している場合も含む。）には、申請企業の個別計算書類に加えて、連結計算書類も併せて提出。

※有価証券報告書を作成してる場合は、当該報告書で可。

※コンソーシアム構成員である委託先（スタートアップの補助事業総額から10%以上の委託を受ける場合の事業会社・学術機関等）は不要。

様式1-6（仮設施設の概要）

仮設施設の概要

|  |
| --- |
| （仮設施設の概要について記載すること）①目的②想定する平米数③実証終了後の解体時期④その他 |

様式1-8（暴力団排除に関する誓約事項）

年 月 日

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 提案申請者 住所

 　　　　法人名

 　　　　代表者名

*（共同提案者も含めて事業者ごとに作成。委託先は不要。）*

暴力団排除に関する誓約事項

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第26条の規定に基づき、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

イ　事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所

ロ　暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所

ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する事業所

ニ　暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所

ホ　役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所

ヘ　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所

ト　役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所

チ　イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

別紙（連携協定書（案））

※こちらはあくまで例示ですので、協定書等の記載内容は連携先と十分に協議を行ってください。なお、プロジェクトの提案時には、（採択未確定であるため）提出する連携協定書（案）への具体的な代表取締役・事務担当者の署名・発効までは求めませんが、本連携協定書（案）の内容は、採択を左右する重要な審査項目の一つであり、仮にプロジェクトが採択された場合、当該連携協定書（案）への署名・発効をプロジェクト開始の条件としますので、補助金交付決定後に速やかに署名・発効した正本をご提出いただきます。

|  |
| --- |
| 連携協定書（案）　株式会社△△（代表スタートアップを指し、以下「甲」という。）と○○株式会社（以下「乙1」という。）、株式会社□□（以下「乙2」という。）（以下、乙１から乙２までの総称を「乙」という。）は、甲の保有する技術を社会実装するために必要な連携に関して、以下のとおり協定を締結する。第1条（趣旨（目的等））　本協定は、甲が「令和４年度補正予算　●●省　中小企業イノベーション創出推進事業」を実施するにあたり、甲、乙が相互に連携する事項を定め、甲の保有する技術の社会実装を加速化、社会実装された際の波及効果の最大化を図ることを目的とする。第2条（連携内容）　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、別表の通り連携・協力することとする。2 前項の規定による連携を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的な意見交換等を行うものとする。第3条（変更・脱退）　本連携協定書に参加した事業者が特別な事情により本連携協定書の内容を変更、または脱退する場合には、甲の承認を必要とする。～～～～～～～以下、各事業者協議の上、必要な条項を記載～～～～～～～甲　　　東京都△△区△△町一丁目１番１号株式会社△△代表取締役 △△ △△（電話番号）事務担当者 △△ △△（電話番号）　　乙乙１　東京都○○区○○町二丁目１番１号○○株式会社代表取締役 ○○ ○○（電話番号）事務担当者 ○○ ○○（電話番号）乙２　東京都□□区□□町三丁目１番１号株式会社□□代表取締役 □□ □□（電話番号）事務担当者 □□ □□（電話番号） |

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No.※ | 参加事業者 | 提案事業者（スタートアップ）による実証成果の社会実装推進に向けて参加事業者が甲に対し提供する支援の内容及び協力体制 |
| 1 | 株式会社△△ | XXX |
| 2 |  |  |
| 3 |  |  |
| ・・・ |  |  |

※番号と参加事業者名は経費明細書と統一してください。

（様式第２）

年 月 日

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

辞退届

　　　　年　　月　　日付けで採択を受けた上記補助事業について、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第４条第４項の規定に基づき、辞退します。

記

１．補助事業の名称

２．交付の申請の辞退理由

３．当該事業に係る補助対象経費及び補助金の額

(1) 補助対象経費

(2) 補助金の額

（様式第３）

年 月 日

　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

 国土交通大臣

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました中小企業イノベーション創出推進事業費補助金については、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第５条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

ただし、交付規程別表１に定める不支給要件に該当することが明らかになった場合には、第５条第１項の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を請求及び第18条第５項に定める加算金を徴収します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、　　　　年　　月　　日付けで申請のありました中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

 補助事業に要する経費 円

 補助対象経費 円

 補助金の額 円

 ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

４．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

５．補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、中小企業イノベーション創出推進事業交付要綱、実施要領及び交付規程等の定めるところに従わなければなりません。

６．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

７．（該当する場合）附帯事項：実績報告時において担保権を設定したことがわかる資料を提出してください。また、担保権が実行された場合には、当該担保権に係る部分に関して、基金を管理する基金設置法人に補助金を納付することとなります。

８．補助事業者は、補助事業を実施する上で、関係する事業者等が補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担した場合又は有償サンプル等の販売や試作品の供用等により収入を得た場合、交付規程第１３条第１項により規定する実績報告書において収入として報告することとし、補助事業以外の用途に使用することができません。収入の補助事業以外への使用が判明した場合には、その金額の一部若しくは全部を補助金額から減額させる等の指示を行う場合があります。

９．補助事業者は、本補助事業の進捗管理等を行うフォローアップ委員会やステージゲート審査会等への報告や情報提供等に積極的に協力するとともに、これらの委員会等から指摘された内容について、補助事業計画に反映し、実行しなければなりません。

（様式第４）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

交付申請取下げ届出書

　　　　年　　月　　日付けで交付の決定があった上記補助金について、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第６条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

１．補助事業の名称

２．交付の申請の取下げ理由

３．取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

(1) 補助対象経費

(2) 補助金の額

（様式第５）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

計画変更（等）承認申請書

　中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第８条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が補助事業に及ぼす影響

４．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

 （新旧対比）

５．同上の算出基礎

 （注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

（様式第６）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

事故報告書

　中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第11条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額 　円

３．事故に対して採った措置

４．補助事業の遂行及び完了の予定

（様式第７）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

状況報告書

　中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の遂行状況

２．補助対象経費の区分別収支概要

（様式第８）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

実績報告書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第13条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 記

１．実施した補助事業

(1) 補助事業の名称

(2) 補助事業の内容

(3) 補助事業の効果

(4) 投下固定資産額

２．補助事業の収支決算

(1) （補助事業者名）の収入（共同申請の場合は、申請者毎に作成）

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 金 額 |
| 自己資金 |  |
| 起債又は借入金 |  |
| その他 |  |
| 中小企業イノベーション創出推進事業費補助金 |  |
| 上記以外の補助金 | 　　　　　　　　 |
| 合　 計 |  |

(2) （補助事業者名）の支出（共同申請の場合は、申請者毎に作成）

①（補助事業者名）の総括表

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区 分 |  補助事業に 要した経費 |  補　助 対　象 経　費 |  補助金充当額 |
| 計画額 | 実績額 | 計画額 | 流用額 | 流用後額 | 実績額 | 交 付決定額 | 実績額 |
| 直接経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 間接経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

②（補助事業者名）の経費の内訳　（各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種別 | 補助事業に要した経費 | 補　助 対　象 経　費 | 補助金充当額 |
| 計画額 | 実績額 | 計画額 | 流用額 | 流用後額 | 実績額 | 交 付決定額 | 実績額 |
| 直接経費 | 仮設施設工事費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 機械設備費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 調査設計費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 人件費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 材料費等 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 外注費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 委託費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他諸経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 間接経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１．当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第21条第３項の規定に基づき、様式第15による取得財産等管理明細表を添付することとする。

２．消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

　　　補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

３．補助事業の完了日等

(1) 補助事業完了予定日　　　　　　　　年　　月　　日

(2) 補助事業完了日　　　　　　　　　　年　　月　　日

（様式第９）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

承継承認申請書

　　　　年　　月　　日付け通知をもって交付の決定があった上記補助金について、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第14条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

１．交付を決定した補助事業者名

２．補助事業の名称

３．補助事業の内容

４．承継理由

５．補助金交付決定通知の日付及び番号

６．交付決定通知書に掲げられた補助金の額

７．既に交付を受けている補助金の額

（様式第１０）

年 月 日

国土交通大臣　殿

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

精算（概算）払請求書

　中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第16条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）　　　　　　　　　円

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）別紙「精算払請求内訳書」を添付すること。

（様式第１１）

年 月 日

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

　中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第17条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 記

１．補助金額（交付規程第15条第１項による額の確定額） 　　 円

２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に

　係る仕入控除税額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に

　係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 　 　　　　 円

４．補助金返還相当額（３．－２．） 円

 （注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（様式第１２）

取得財産等管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  区分 |  財産名 |  規格 |  数量 |  単価 |  金額 |  取得年月日 |  耐用年数 |  保管場所 |  補助率 |  備考 |
|  |  |  |  |  円 |  円 |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．担保権を設定した財産は備考に明記すること。

（様式第１３）

取得財産等管理明細表（　　 　 年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  区分 |  財産名 |  規格 |  数量 |  単価 |  金額 |  取得年月日 |  耐用年数 |  保管場所 |  補助率 |  備考 |
|  |  |  |  |  円 |  円 |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１４）

年 月 日

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

財産処分承認申請書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第22条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．処分の内容

(1) 処分する財産名等（別紙）　※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

(2) 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

（処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等。）

２．処分理由

（様式第１５）

年 月 日

一般社団法人　低炭素投資促進機構　理事長　殿

 申請者 住所

 　　法人名

 　　代表者名

【管理番号　　　- 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金

事業継続状況等報告書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第23条第１項の規定に基づき、下記のとおり事業継続及び財産管理の状況を報告します。

記

１．事業継続状況

２．財産管理状況

財産管理状況（別紙として、最新の様式第13に基づき報告すること）

1. Technology Readiness Level。NASAによって作られた特定の技術の成熟度レベルを評価するために使用される指標であり、原則当該指標により技術成熟度を判断。 [↑](#footnote-ref-1)